

## 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第6項の規定に基づく、特定事業主行動計画の実施状況の公表については、以下のとおりです。

### ・継続就業及び仕事と家庭の両立関係

目標項目	数値目標	最新値	経年の進捗状況			目標設定時最新値
男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率	50.0% (平成32年度)	100.0% (令和2年度)	対象者なし (平成31年度)	100.0% (平成30年度)	0.0% (平成29年度)	対象者なし (平成27年度)
男性職員の育児休業取得率 *子どもの出生時における5日間以上の連続休暇の取得率を含む	13.0% (平成32年度)	100.0% (令和2年度)	対象者なし (平成31年度)	0.0% (平成30年度)	0.0% (平成29年度)	対象者なし (平成27年度)
女性職員の育児休業取得率	100% (平成32年度)	100% (令和2年度)	対象者なし (平成31年度)	対象者なし (平成30年度)	100% (平成29年度)	対象者なし (平成27年度)

### ・配置、育成、教育訓練及び評価、登用関係

目標項目	数値目標	最新値	経年の進捗状況			目標設定時最新値
管理的地位にあたる職員に占める女性の割合	30.0% (平成32年度)	50.0% (令和2年度)	46.2% (平成31年度)	50.0% (平成30年度)	47.1% (平成29年度)	23.1% (平成27年度)

### <取組内容>

#### ・女性職員のキャリアアップ支援

女性向けセミナーやキャリアデザイン研修などへの参加を推奨している。  
庁内ネットワークにて研修内容をアナウンスするほか、対象職員へ研修担当課が対面コンタクトにて参加を推進している。

掲載年月：2021年9月